



令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

控訴準備書面3 (原告適格及び主張制限)

令和5年12月7日

福岡高等裁判所 第3民事部係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士

小 島 延 夫



弁護士

北 古 賀 康 博



弁護士

篠 木 潔



弁護士

馬 場 勝



弁護士

福 島 健 史



第1. 原告適格について

1. 控訴人の主張

被控訴人は、原判決において小売電気事業者の個別的利益を特定できないと主張する。しかしながら、それは認可制度を用いた法の趣旨を無視するものであり認められない。

まず、法は、第17条において「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給…を拒んではならない。」として、一般送配電事業者における託送供給義務を定める。そして、法第18条1項において「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給…に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とし、かつ、法第18条2項において「一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款…以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。」とすることにより、法は法律によって定められた基準を満たした場合にはじめて経済産業大臣が認可をし、これにより一般送配電事業者は、小売電気事業者との間の託送供給契約の内容として託送供給等約款を用いることができる。そのため、小売電気事業者は認可を受けた託送供給等約款に定める条件を個別に変更・修正ができない仕組みになっている。

そして、小売分野の全面自由化により、電気事業者間の競争を促進する一方で、一般送配電事業者の制度的独占からの弊害から電気の利用者の利益を保護することがその目的とされている（原判決・前提事実・37頁、第1審原告準備書面(6)・3頁）。そのため、法18条3項は各号において認可基準を定めているところ、以下の各号は、いずれも、託送供給等約款に基づく契約相手である小売電気事業者を保護するために規定されているものである。

- 「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」(第1号)
- 「第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が

託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。」(第2号)

- 「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。」(第3号)

この構造を小売電気事業者の立場から見たとき、小売電気事業者は、電気事業法第17条1項、第18条1項及び2項によって、法律によって定められた基準を満たすものとして認可された託送供給等約款であってはじめて託送供給を締結するのである。

仮に、被控訴人が主張するとおり「小売電気事業者は法の基準を満たす内容として認可された託送供給等約款に基づき託送供給を受ける地位」が存在しないというのであれば、託送供給等約款の内容が法の基準を満たさない内容のまま経済産業大臣に認可されたとしても、小売電気事業者は上記のとおり約款の内容の個別変更が法令上できないのであるから、違法の内容のまま託送供給等約款に同意をしなければ託送供給を受けることができず、かつ、託送料金等の支払いを迫られ、その財産権の侵害という個別的損害を被る。法はまさにこのような一般送配電事業者の制度的独占から生まれる弊害・侵害を取り除くべく認可制度を設けて小売電気事業者の法の基準を満たした内容で託送供給を受ける利益を保護しようとしているのである。そのため、「制度独占から生まれる弊害・侵害を取り除く」という公益保護を目的としたものではなく、また、小売電気事業者の利益は制度的安定を図るための反射的利益であるはずもない。

以上を踏まえると、小売電気事業者は、法の基準を満たす内容として認可された託送供給等約款に基づき託送供給を受ける地位を、法的な地位、権利として保障されている。

2 被控訴人のその他の主張に対する反論

(1) 個別的利益について

被控訴人は、法18条及び法1条は、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨とは解釈できない旨を主張する(被控訴人答弁書8頁)。

被控訴人は、「小売電気事業者に個別的利益が存在しない」という主張の趣旨

が必ずしも明らかでないが、仮に、小売電気事業者の利益が不特定多数の一般的な利益にとどまるものである、ということを出張するのであれば、それは単に「多数人」ということだけに囚われて、「不特定ではない」ということを見落としている。託送供給等約款に基づく取引をする小売電気事業者という単位で個々に特定されるのであり、その利益は不特定多数の一般的な利益に吸収解消されるものではない。

また、小売電気事業者の利益が、事実上の利益、反射的利益にすぎないという主張であれば、上記でみたとおり、法は、小売電気事業者の権利利益を保護することを当然の前提としており、託送供給等約款に基づき契約関係に入る小売電気事業者は法律上の利益を有する。

したがって、小売電気事業者の法律上の利益を否定する反論にならない。

(2) 手続参加の規定の欠如について

次に、被控訴人は、手続き面においても、同様に個別的利益を保護する趣旨を含む規定がないことを主張する（被控訴人答弁書8頁）。しかしながら、それこそ法の不備である。上記のとおり、法はまさに小売電気事業者の利益を保護するために認可制度を採用するのであるからこそ、その託送供給等約款に基づく取引相手である小売電気事業者において託送供給等約款の認可にあたり手続き参加が認められなければならない。

被控訴人は、自らの法的整備の不備を取り上げて主張するにすぎず、小売電気事業者の法律上の利益を否定する反論にならない。

(3) 財産的損害の不存在について

最後に、被控訴人は、託送料金の増額分を小売電気料金に転嫁することが可能であり、かつ、託送供給等約款により一律に定められるものであって特定の小売電気事業者に対して不利益に及ぼすものではない旨を主張する。

しかしながら、小売電気事業者が小売電気料金に転嫁することは法論理上必然でなく、小売電気事業者が消費者に託送料金の増額分を転嫁している証拠はな

い。

また、本件で問題となっている賠償負担金及び廃炉円滑化負担金に充てられる費用は、まさに原子力発電事業のためのものであるところ、小売電気事業者の中においては、原子力発電事業に伴わない電力を供給することを目的として事業を営んでいる者もいるなかで、その事業特性を否定するものである。また、電力を最終的に使用する消費者においても、原子力発電事業による電力を使わないという選択をしたにもかかわらず、結果的に託送料金のなかで賠償負担金及び廃炉円滑化負担金といった原子力発電事業のための費用を支払われることになっているのである。被控訴人の「託送料金の増額分を小売電気料金に転嫁することが可能」というような主張は、小売電気事業者及び消費者の選択を否定するかのよう
な乱暴極まりないものであることを強く強調して反論をする。

3 小括

以上のとおり、小売電気事業者は、法の基準を満たす内容として認可された託送供給等約款に基づき託送供給を受ける地位を、法的な地位、権利として保障されており、かつ、個別的利益として有しているのであるから、本件処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

第2 行政事件訴訟法第10条1項について

上記でみたとおり、小売電気事業者は、法の基準を満たす内容として認可された託送供給等約款に基づき託送供給を受ける地位を、法的な地位、権利として保障されている。そして、控訴人は、本件算定規則4条2項が、法の委任に基づくことなく又は法の委任の範囲を超えて、賠償負担金相当金等の額を算定するものであるので違憲・違法である、また、本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5が、法律の委任に基づくことなく、接続供給の相手方の一般送配電事事業者に対する賠償負担金等の支払義務を課すもので違憲であるというのであり、まさに法18条3項1号に関

連するものである。

したがって、控訴人の主張は、行政事件訴訟法第10条1項に基づく主張制限を受けない。

以 上